

○岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則

平成二十七年十月三十日

岡山県規則第六十号

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則を次のように定める。

岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則

岡山県ふぐ調理等規制条例施行規則（昭和四十九年岡山県規則第六十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（食用のふぐ等）

第二条 条例第二条第一号の規則で定めるふぐは、別表の上欄に掲げる種類のふぐとする。

2 条例第二条第二号の規則で定める部位は、次に掲げる部位とする。

一 卵巣及び肝臓

二 別表の上欄に掲げるふぐの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部位以外の部位（前号に掲げるものを除く。）

（販売等を行うことができる場合）

第三条 条例第三条第一項ただし書の規則で定める場合は、食用のふぐの処理が行われていない食用のふぐをその性質及び形状を変更しないで、卸売業者（他の者から食用のふぐの処理が行われていない食用のふぐを販売され、又は授与され、その性質及び形状を変更しないで、ふぐ処理業者又は卸売業者に販売することを業とする者をいう。）に販売し、又は授与する場合とする。

（令四規則二一・一部改正）

（試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者）

第四条 条例第四条第二項第二号の規則で定める者は、都道府県知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市若しくは特別区の長（以下この条において「都道府県知事等」という。）が実施する食用のふぐの処理に関する試験（知事が認めるものに限る。）に合格し、当該都道府県知事等から当該試験に係る食用のふぐの処理に関する免許を受けている者とする。

（令三規則一七・令四規則二一・一部改正）

（免許の申請）

第五条 条例第四条第三項の規則で定める書類は、第九条の合格証（条例第四条第二項第二号に該当する者にあつては、前条の免許を受けていることを証する書類）とする。

2 条例第四条第三項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第九条の合格証の交付の年月日及び交付番号(条例第四条第二項第二号に該当する者にあつては、前条の免許を受けた都道府県、市又は特別区の名称その他当該免許を特定することができる事項)

二 その他知事が必要と認める事項

(令三規則一七・令四規則二一・令七規則三二・一部改正)

(欠格事由に準ずる事由)

第六条 条例第四条第五項第四号の同項第二号又は第三号に規定する事由に準ずる事由は、次に掲げる事由とする。

一 第四条の免許を取り消され、当該取消しの日から起算して二年を経過しないこと。

二 他の都道府県、市又は特別区の食用のふぐの処理に関する条例又は当該条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないこと。

(令三規則一七・令四規則二一・一部改正)

(試験科目)

第七条 試験は、学科試験及び実技試験により行う。

2 学科試験は、次に掲げる科目について行う。

一 条例及びこの規則に関すること。

二 ふぐに関する一般知識

三 食品衛生に関する一般知識

3 実技試験は、次に掲げる科目について行う。

一 ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

二 食用のふぐの処理の技術

(受験手続)

第八条 試験を受けようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した受験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 写真（出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限る。）

二 その他知事が必要と認める書類

(令四規則二一・一部改正)

(合格証の交付)

第九条 知事は、試験に合格した者に対して、交付の年月日、交付番号その他知事が必要と認める事項を記載した合格証を交付するものとする。

(令四規則二一・旧第十条繰上)

(免許証の記載事項)

第十条 条例第六条第一項の規則で定める事項は、免許の年月日及び免許番号とする。

(令四規則二一・旧第十一条繰上)

(免許証の書換え交付の申請等)

第十一条 条例第六条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請をしようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 免許証

二 変更の事実を証する書類

2 条例第六条第三項の規定による免許証の再交付の申請をしようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第六条第四項若しくは第五項又は第八条第四項の規定により免許証を返納しようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した届出書に免許証を添えて知事に提出しなければならない。

(令四規則二一・旧第十二条繰上・一部改正)

(ふぐ処理師の遵守事項)

第十二条 条例第七条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 食用のふぐを凍結する場合は、急速に凍結する方法により行うこと。

二 食用のふぐを解凍する場合は、流水等を用いて速やかに行うとともに、解凍後は直ちに食用のふぐの処理を行い、再び凍結しないこと。

(令四規則二一・旧第十三条繰上)

(登録の申請書に添付する書類等)

第十三条 条例第九条第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 専任のふぐ処理師の免許証の写し

二 その他知事が必要と認める書類

2 条例第九条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号の飲食店営業、同条第四号の魚介類販売業、同条第十六号の水産製品製造業、同条第二十六号の複合型そうざい製造業又は同条第二十八号の複合型冷凍食品製造業の営業許可を受けた、又は受けようとしている旨

二 専任のふぐ処理師の免許の年月日及び免許番号

（令三規則一七・一部改正、令四規則二一・旧第十四条繰上）

（登録証の書換え交付の申請等）

第十四条 第十一条の規定は、登録証について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第十一条第三項において準用する条例」と、同条第三項中「第六条第四項若しくは第五項又は第八条第四項」とあるのは「第十一条第三項において準用する条例第六条第四項又は条例第十五条第二項」と読み替えるものとする。

（令三規則一七・旧第十六条繰上、令四規則二一・旧第十五条繰上・一部改正）

（休止の届出等）

第十五条 条例第十三条第一項又は第三項の規定によるふぐ処理施設の休止、廃止又は再開の届出若しくは条例第十六条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、知事が必要と認める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（令三規則一七・旧第十七条繰上、令四規則二一・旧第十六条繰上）

（身分を示す証明書）

第十六条 条例第十七条第二項に規定する食品衛生監視員の身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府令・厚生労働省令第七号）第三条第二項に規定する証票とする。

（令三規則一七・旧第十八条繰上、令四規則二一・旧第十七条繰上）

（その他）

第十七条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（令三規則一七・旧第十九条繰上、令四規則二一・旧第十八条繰上）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第二項の規則で定める事項は、認定の年月日及び認定番号とする。

(令四規則二一・旧第四項繰上・一部改正)

3 条例附則第二項の規定によりふぐ処理師とみなされる者に係る第十一条及び第十三条の規定の適用については、これらの規定中「免許証」とあるのは「認定証」と、同条第二項第二号中「免許の年月日及び免許番号」とあるのは「認定の年月日及び認定番号」とする。

(令四規則二一・旧第五項繰上・一部改正)

附 則 (令和二年規則第三〇号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。

附 則 (令和三年規則第一七号)

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

附 則 (令和四年規則第二一号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年規則第三二号)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表 (第二条関係)

(令三規則一七・一部改正)

ふぐの種類	食用に供することができる部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ (岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。)	筋肉
ひがふぐ (岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。)	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉及び精巣
まふぐ	筋肉及び精巣
めふぐ	筋肉及び精巣
あかめふぐ	筋肉及び精巣
とらふぐ	筋肉、皮及び精巣
からす	筋肉、皮及び精巣
しまふぐ	筋肉、皮及び精巣

ごまふぐ	筋肉及び精巢
かなふぐ	筋肉、皮及び精巢
しろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
くろさばふぐ	筋肉、皮及び精巢
よりとふぐ	筋肉、皮及び精巢
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉、皮及び精巢
はりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ひとつらはりせんぼん	筋肉、皮及び精巢
ねずみふぐ	筋肉、皮及び精巢
はこふぐ	筋肉及び精巢
なしふぐ（有明海、橘湾並びに岡山県及び香 川県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉並びに有明海及び橘湾で漁獲され、長崎 県知事が定める方法により処理されたものの 精巢

備考

- 一 この表は、日本の沿岸の海域並びに日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。
- 二 この表の上欄に掲げるふぐの種類のうち二種類の食用のふぐの交雑によって生じたものにあつては、この表の下欄に掲げる食用に供することができる部位のうち当該二種類の食用のふぐに共通するものを当該交雑によって生じたものの食用に供することができる部位とする。
- 三 「筋肉」には骨を、「皮」にはひれを含む。
- 四 「精巢」には、卵巣及び精巢の双方を有する食用のふぐの精巢を含まない。
- 五 「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県と佐賀県との境界線が当該海面が接する海岸線と交わる点から熊本県と福岡県との境界線が海岸線と交わる点に至る直線より南側の海面をいう。
 - イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
 - ロ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
 - ハ 熊本県天草上恵比寿鼻から大矢野岳に至る直線
 - ニ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線
- 六 「橘湾」とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に

樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

七 「岡山県及び香川県の瀬戸内海域」とは、愛媛県仏崎から愛媛県魚島東端を見通した線、香川県と徳島県との境界線が海岸線と交わる点から兵庫県上島灯台を見通した線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、岡山県及び香川県の漁業者が操業することができる海面をいう。